

## 紹介

M・クラウル著 望田幸男・川越修・隈元泰弘・竹中亨・田村栄子・堤正史 訳

### 『ドイツ・ギムナジウム 二〇〇年史』

——エリート養成の社会史——

あるテーマが内包する問題の切迫性というものは、時に歴史を研究する者をして「禁欲」を自らに要求せしめるものである。思わず現在の我國の教育論議と過剰な「対話」をしがちになる本書の場合、特にそう感じろ。

本書は Margaret Kraul, *Das deutsche Gymnasium 1780-1980* (Frankfurt a. M., 1984) の全訳である。邦訳副題「エリート養成の社会史」が示すように、教養と結合した特権を有する教養市民層を再生産したギムナジウムの発展が、教育理念・教育政策・行政問題などの緊張関係の中で位置づけられ、ギムナジウムの仕組み・カリキュラム内容・生徒の出自と意識といった実態

が、プロイセンの典型的中都市ミンデンのギムナジウムの「社会史」的描写の中で分解されている。

「ドイツ近・現代史の社会的縮図」であるその歴史は七つの章に区分され、各章は「教育理念」「学校制度」「ミンデン・ギムナジウム」の三節から体系的に構成されている。

ギムナジウムの起源として、「未来の職人と並んで未来の学者もいた」一八世紀のラテン語学校の様子が啓蒙主義者・新人文主義者の改革要求から明らかになる。その改革はプロイセン行政当局に委ねられ、その結果、大学入学資格試験規則によって教育と社会的地位との結合が確立された。身分的社會から国民的社會への過渡期に、ラテン語学校は大学進学を基準として分化され、特権的存在としてのギムナジウムが國家によって保証された(第一章)。

三月前期に、プロイセン國家はギムナジウムの特権を強化することで、その教師と生徒を國家目的に統合することを図る。大學独自の入試制度は廃止され、ギムナジウムにアビトゥーア(大學入学資格試験)の独占が認められた。その一方で、生徒過剩

問題の解決と社会的流動性の歯止めをねらって、中・下層のための中等教育機構が別に模索された(第二章)。

こうして、ラテン語重視のカリキュラムを維持するギムナジウムの他に、数学・自然科学へ重点をおく実科学校、ラテン語授業を欠く高等実科学校、の中等学校三類型を含む一八八二年の学校体系が形成された。この類型は才能と機能といった目的合理性の表現であるより、明らかに職業身分的・社会政策的利害の産物であった。そのため実科学校とギムナジウムの大学入学資格をめぐる同権化が、旧教養市民的エリートと、経済人・技術者等の新興エリートの間で激しい議論を惹起した(第三章)。

この論争の背景には資本主義・科学技術の発展にともなう実学重視の風潮とともに、いわゆる「社会帝国主義」路線が影を落していた。ナショナルリズム熱の要請からドイツ語授業が強調され、大学入試資格試験からラテン語作文が外された。軍部・経済界の圧力も加わり、ついには一九〇〇年、三類型の同権化が決定された。一方では、大學卒業生の大量化が社会民主主義勢力との対決の文脈で論じられ、社会的淘汰を目的と

する進路誘導政策が試みられた。こうした「学校の政治化」と教育内容の国家主義化が、第一次大戦時の学生達の熱狂を準備した(第四章)。

改革の時代となるはずであったワイマール共和国期に、学校制度は「一種の王朝的教育属州」から「党派的对立の対象」となり、非宗教化・統一学校化・公民科新設などの要求は政治的妥協として進められた。

学校類型の統一化は、ドイツ的教養の統一性の問題へ摩り替えられ、ドイツ文化の育成のためにドイツ高等学校が新たに加えられる。複線型制度は正当化された。このドイツ高等学校と特に上層学校、高等女学校の領域での教育参加の拡大は、機会均等の要求に一定程度こたえた。しかし教育内容の点では、ドイツ科運動の影響を強く受けたので、伝統的模範と保守的態度を堅持したギムナジウムに比べれば民族主義的色彩を強めており、ナチ・イデオロギーへの抵抗力を欠いていた(第五章)。

ナチスの教育原則は「教育学に対する政治の優位」であり、学校体系のナチ化よりもヒトラー・ユングントを通じた党の学校への侵入が重要である。確かにナチス選抜

学校として、一九三三年国家政策的教育施設が、三七年アドルフ・ヒトラー学校が設置されるが、後継者養成や社会的選択に与えた影響は小さかった。一方、ユダヤ人・女性の教育機会は制限され、中・下層のそれも後退した。しかし中等教育制度は、男子高等学校(八〇パーセント)、ギムナジウム(二〇パーセント)、上層学校(一〇パーセント)へと統廃合され、教科課程も単一化された。この結果、上層の教育特権の廃止と中等教育制度の社会的開放の前提が形成された、とも解釈できる(第六章)。

戦後の西独では、非ナチ化と民主化の理念に基づく教育政策も学校制度にまで及ばず、基本的には戦前の複線型学校制度が継承された。しかし六〇年代の高度経済成長は、大量の高度労働人口を必要とし激しい論争の後、中等学校の多様性は解消の方向で改革された。七〇年代にはアビトゥーア取得者も二〇パーセントを超えるまでに増加した。こうして階層的の不均衡は緩和されたが、完全な平均化に達した訳ではない。ギムナジウムが改革の志向を持ち続けるか、あるいは再び「選別の学校」という性格を帯びるかは、未来が明らかにするだろう

(第七章)。

以上が本書の骨子となる「ギムナジウム二百年」の素描であるが、むしろミンデンのギムナジウムの実態を各時代について活写した部分こそ、「社会史」的関心から興味深いものであるかもしれない。しかし、我国においてドイツのエリート教育が論じられる際、大学史が言及の中心となっており、中等教育史について概説書を欠いている現状を考えるなら、教育史研究上に限っても本書の翻訳の意義は大きい。ただ全体社会との関係を重視する「社会史」であるならば、ドイツ社会における教養ブルジョアジーの位置及び性格に関した言及がもう少しあってもよかつたのではなからうか。たとえば、ナチスとギムナジウムの関係なども、教養ブルジョアジーとナチズムの関係という視座を置けば、より明確に理解できたのではあるまいか。しかし、それは言わばないものむだりに過ぎず、ギムナジウムという一つの「社会」のヴィヴィッドな描写は、読者の知的欲求を十分満たすであろう。

おそらく、「教育と学校」をめぐる議論はその社会の抱え込む問題の性格を明らかに

にする試料であろう。とすれば、本書はドイツ史研究者のみならず、他の社会を考察する際の資料として有用になろう。敢えて本書を比較史の視点から読むことが、歴史研究者に対する「現在」からの問い掛けであろうか。

(A5版 二四四頁 一九八六年四月  
ミネルヴァ書房 二五〇〇円)  
(佐藤卓己 京都大学大学院生)

「日本学術会議だより」の掲載についてこの度日本学術会議の要請をうけて「日本学術会議だより」を随時掲載することにいたしました。紙面の都合上一部割愛する場合がありますのでご了承下さい。

「史林」編集委員会

日本学術会議だより

— No. 1 —

昭和六一年五月 日本学術会議広報委員会

「日本学術会議だより」

の創刊に当たって

日本学術会議は、第一三期の活動の重点の一つとして、学・協会との連携の強化に努め

るため、従来以上に広報活動の充実をはかることとしております。

このたび、その一環として、当会議の活動状況を定期的にお知らせするため、今年五月から四半期ごとに「日本学術会議だより」を各学・協会の機関誌等に御掲載願うことにいたしました。

今後もし引き続き御一読いただければ幸いです。

## ◇ 総 会 報 告

日本学術会議第一〇〇回総会は四月二三、二四日の両日に開かれ、「日本学術会議傍聴規則」及び「日本学術会議の運営の細則に関する内規」を決定し、また、「脳死をめぐる諸問題」について意見交換を行った。

第一日、午前。会長より第四部会員田中春夫氏が逝去され、新たに早川幸男氏(名古屋大学)が会員として発令されたとの報告があり、田丸第四部長が故田中会員への追悼の言葉を述べ、全員起立して黙禱をさげた。

会長より前回総会以後の経過報告を受け、その後、諸委員会、部、研究連絡委員会の報告があった。広報委員会中川委員長より、「日本学術会議だより」を多数の学・協会

(三八七団体、約九〇万部)の機関紙などに掲載される運びになったことに対して感謝の意が述べられた。高齢化社会特別委員会青井委員長より「高齢社会総合研究センター」(仮称)の設立についての中間報告があった。平和問題研連川田委員長より、SDI研究への参加をめぐる最近の動きに対して憂慮の念が述べられた。

諸報告の後、会長より「日本学術会議傍聴規則案」が提案され、従来の傍聴についての内規を規則にして公にすることが適切であると説明された。次いで「日本学術会議の運営の細則に関する内規案」が提案された。この大部分は、いままでの諸内規、慣行を整理したものであるが、いくつかの点で新しいものを含んでいる。主な点は①学術会議が勧告などを行う際の取り扱い及び講演会、シンポジウムなどを開催する手続を明確化したこと、②研連委員の在任期間を原則として通算三任期(一任期は三年)までとしたことなどである。

第一日、午後。各部の部会が開かれ、午前中に提案された事項について審議された。これらの提案は第一常置委員会が努力を重ねて作成したものであり、また連合部会及